		日号外	ページ
三四七	円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件	一三	二
三四八	円借款の支出期間の延長に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件	一三	二
三四九	国際連合安全保障理事会決議第二千九号（リビアに対する制裁の一部解除等に関する決議）に関する件	一三	二
三五〇	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件	一四	二
三五一	国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件	一八	三
三五二	紛失の届出により失効した旅券の告示	一八 224	一
三五三	統円滑化施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一九	五
三五四	円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一九	五
三五五	技術協力に関する日本国政府とスワジランド王国政府との間の協定の署名に関する件	一九	六
三五六	脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の効力発生に関する件	一九 225	一六
三五七	体育庁柔道器材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二一	三
三五八	返納を命じた旅券を無効とする件	二一	三
三五九	円借款の供与に関する日本国政府とアフリカ開発銀行との間の書簡の交換に関する件	二七	三
	○財　務　省		
三一三	輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件	四 215	一
三一六―三一四	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	五 216	一
三一七	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	五 216	二
三一八	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	五 216	二
三一九―三一一	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	五 216	三
三二二―三一八	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	五 216	三
三二三―三一九	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	六 217	一三
三二四	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	六 217	一四
三二三	財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件	一一	五
三二四	財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件	一一	五
三二四	外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件	一一	五
三二四	外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件	一八	五
三二四	東日本大震災に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域の一部について別に定める日を指定する件	一八	五
三二四―三一八	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二八	七
三二五	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	二八 233	二九
三二五	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年九月三十日までの輸入数量を告示する件	三一	五
三二五	平成二十三年度の初日から平成二十三年九月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件	三一	五
三二五	平成二十三年度の初日から平成二十三年九月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	三一	五
三二五	関税暫定措置法別表第一の六第三項に係る物品についての平成二十三年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件	三一	五
三二五	所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一	五
三二五	法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一	五
三二五	登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件	三一	五
三二五	印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一	五